

# 令和3年度宮城県東日本大震災復興記録誌制作業務委託

## 公募型プロポーザル実施要領

宮城県復興・危機管理部  
復興支援・伝承課

## 1 趣旨

この要領は、令和3年度宮城県東日本大震災復興記録誌制作業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2 委託業務の内容

本業務の概要は、下記のとおりとする。

### (1) 業務名

令和3年度宮城県東日本大震災復興記録誌制作業務

### (2) 業務の目的・趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、本県に甚大な被害をもたらし、県民の生活を一変させた。地震と津波により、多くの県民が亡くなったり、住まいを失ったりしたほか、道路をはじめとしたインフラや各種産業も大きな被害を受けた。

県では、平成23年10月に「宮城県震災復興計画」（以下、「復興計画」という）を策定し、国や市町村、関係機関などと力を合わせ、震災からの一日も早い復興と県民の生活再建に向けて全力で取り組んできた。

今回本業務においては、「復興計画」における「発展期」（平成30から令和2年度まで）における県の具体的な取組やその成果を記録誌にまとめる。

さらに、「復興計画」計画期間10年間（平成23年度から令和2年度まで）の総括もまとめることし、今まで作成した記録と併せ、後世を含め多くの人々に知ってもらうことで、震災の記憶の風化防止を図り、教訓として後世に残すことを目的とする。また、本県及び国内で今後発生し得る大規模災害からの復旧・復興事業を実施していく上での参考資料として、多くの機関に幅広く活用してもらうことも目的とする。

※参考

「復旧期」（平成23年度から平成25年度まで）及び「再生期」前半（平成26・27年度）・後半（平成28・29年度）における県の具体的な取組とその成果等については、平成27年3月、平成29年3月、平成31年3月にそれぞれとりまとめている。

### (3) 業務内容

上記（2）に沿った内容の記録誌を本編、概要版、概要版（英訳版）、概要版（点訳版）の4種類作成する。

なお、作成に当たっては、原則として以下に記載する手順で進めるものとする。

#### イ 編集・制作体制の構築

本業務を受託した事業者（以下「受託者」という。）は編集・制作体制（進行管理担当、取材担当、原稿作成担当、デザイン・編集担当等 計6名以上）を整え、県に報告し承諾を得ること。

#### ロ 編集方針の策定

受託者は、県と協議の上、記録誌の編集方針を立案し、策定すること。

#### ハ 実施計画書の提出

受託者は、記録誌の編集方針を策定後、実施計画書を提出すること。

#### ニ 関係団体等からの情報収集

受託者は、復興事業に取り組む自治体及び企業等に訪問又は電話等で情報収集すること。また、必要に応じて記録誌の掲載許可を得た上で資料等の提供を受けること。

#### ホ 編集会議の実施

受託者は県との編集会議を実施し、掲載内容等を決定する。ただし、編集会議で掲載内容等が決定しない場合は、受託者は代替案を示し、県の承認を得た上で掲載内容を決定する。

#### へ 取材、調査及び資料収集等

- (イ) 受託者は編集方針に基づき、業務目的に沿って記録誌を作成できるように取材、調査及び資料収集を行うこと。
- (ロ) 取材先に対しては事業の趣旨を十分に説明し、取材及び写真撮影の許可を受けるとともに、記事掲載の許可を得るものとする。
- (ハ) 取材に当たっては、受託者が自ら取材先と調整し、取材許可及び取材日の調整を図ること。また、実施前に県に報告すること。
- (ニ) 受託者は記事掲載に必要な写真撮影及び画像収集を行うこと。  
なお、撮影及び画像収集にあたっては、取材先等の許可を得た上で写真撮影、画像収集を行うこと。また、必要に応じ、本人及び保護者の同意も得ること。

#### ト 原稿作成・編集

- (イ) 取材、調査及び資料収集を基に、上記(2)に沿った内容の原稿を作成すること。
- (ロ) 記事に必要な図表、マップ、イラスト等を作成すること。
- (ハ) 文字の種類やサイズ、色彩に配慮する等、ユニバーサルデザインに配慮したものとする  
こと。
- (ニ) 原稿内の難読漢字にはふりがなを付けること。
- (ホ) 数値データ等を記載する際は、根拠資料を県に提出すること。

#### チ 原稿の校正及び編集

- (イ) 原稿校正は最低でも3回行うこと。校了までに必要な校正を行うこと。
- (ロ) 受託者は作成した原稿を県に提出し、承諾を得ること。変更指示等があった場合、受託者は速やかに修正の上、改めて承諾を得ること。また、取材先にも提出し、承諾を得ること。
- (ハ) 取材先から変更指示があった場合、受託者は速やかに修正の上、改めて取材先から承諾を得るとともに、県に提出すること。
- (ニ) 誤字・脱字を極力をなくすこと。表記ゆれのほか、執筆者の違いによって原稿内容に差が出ないようにすること。

#### チ 原稿の翻訳

概要版(英語版)を作成するため、概要版を英訳した原稿を作成する。翻訳した原稿の内容については県の確認を得ること。

#### リ 点訳

視覚障害者向けに、概要版を点訳したものを作成する。

#### ヌ 印刷及び製本

編集した原稿は下記(5)のとおり、記録誌を印刷及び製本し、成果品として納品すること。

#### (4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和4年3月18日(金)まで

#### (5) 成果品規格・仕様等

成果品の規格及び仕様については概ね次のとおりとするが、詳細は県と協議の上、決めることとする。

#### イ 記録誌(本編)

上記(2)を踏まえ、平成30から令和2年度までの県の復興の取組やその成果等が分かるような構成とすること。また、地域バランスを考慮し、沿岸15市町を中心に県内の被災からの復興状況が満遍なく分かるような構成とすること。さらに、「復興計画」計画期間10年間(平成23年度から令和2年度まで)の総括についてもとりまとめること。

なお、写真や図、グラフ等を用い、見やすく、分かりやすく、読みやすい構成とすること。

- (イ) 規格：A4判 250ページ程度 カラー刷り

- (ロ) 部数：1, 000部
- (ハ) 納品期限：令和4年3月18日（金）

ロ 概要版

イの記録誌（本編）の概要版を作成すること。

- (イ) 規格：A4判 32ページ程度 カラー刷り
- (ロ) 部数：5, 000部
- (ハ) 納品期限：令和4年3月18日（金）

ハ 概要版（英語版）

国外への配布等も考慮し、概要版を英訳した英語版も併せて作成すること。

- (イ) 規格：A4判 32ページ程度 カラー刷り
- (ロ) 部数：1, 000部
- (ハ) 納品期限：令和4年3月18日（金）

ニ 概要版（点訳版）

視覚障害者向けに概要版を点訳した冊子を作成すること。規格については特に定めは無いが、利用者が読みやすいような点訳、ページ編集を行うこと。

概要版に掲載の写真や図等については点訳することが望ましいが、実際の利用に支障が出ない程度の分量の点訳に留めても構わない（すべての写真や図等を点訳しなくてもよい）。

- (イ) 部数：2部
- (ロ) 納品期限：令和4年3月18日（金）

ホ 電子データ

記録誌（本編）・概要版・概要英語版のデータをDVDに納めること。

- (イ) 部数：1部
- (ロ) 納品期限：令和4年3月18日（金）

### 3 事業費（委託上限額）

金15, 660, 000円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

### 4 参加資格要件

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次の通りとする。

- (1) 宮城県に活動拠点（本店又は営業所等）を有し、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者とする。
- (2) 物品調達に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成9年宮城県告示第1275号）第4条第2項の規定に基づく物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録された者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (4) 宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- (5) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。
- (6) 上記（1）から（5）を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記（3）から（5）を満たさなければならない。

また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（宮城県との関係性においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

## 5 スケジュール（予定を含む）

- |                             |              |
|-----------------------------|--------------|
| (1) 企画提案募集開始                | 令和3年5月24日（月） |
| (2) 企画提案書作成に関する質問受付期限       | 6月 2日（水）     |
| (3) 企画提案書作成に関する質問回答         | 6月 7日（月）     |
| (4) 企画提案書等の提出期限             | 6月23日（水）     |
| (5) 企画提案書の書面審査（5者を超える場合に限る） | 6月29日（火）     |
| (6) 書面審査の結果発表（5者を超える場合に限る）  | 7月 1日（木）     |
| (7) 企画提案書のプレゼンテーションの実施      | 7月 上旬        |
| (8) 選考結果の通知                 | 7月 上旬～中旬     |
| (9) 業務委託契約の締結               | 7月 下旬        |

## 6 応募手続

### (1) 企画提案書作成等に関する質問の受付及び回答

#### イ 受付時限

令和3年6月2日（水）午後5時まで

#### ロ 提出方法

(イ) 指定様式（様式第4号）を用いて、電子メールにより提出すること。

(ロ) 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

[denshod@pref.miyagi.lg.jp](mailto:denshod@pref.miyagi.lg.jp)

（宮城県復興・危機管理部復興支援・伝承課震災伝承班）

(ハ) 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

#### ハ 回答方法

質問に対する回答は、宮城県ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

また、質問の内容によっては回答しないこともある。

### (2) 企画提案書等の提出及び提出書類への記載事項等

#### イ 提出種類

(イ) 企画提案提出書（様式第1号）1部

(ロ) 宣誓書（様式第2号）1部

(ハ) 企画提案書（任意様式）10部

##### a コンセプト

企画提案全体の概要、趣旨、コンセプト等を記載すること。

##### b レイアウト案

記録誌全体のレイアウトに係る趣旨、狙い等を記載すること。

##### c 業務の実施体制

本業務を実施するにあたっての体制の詳細を記載すること。

##### d 業務の実施計画書

契約締結から納品までの実施スケジュールの詳細等を記載すること。

##### e 経費見積書

(a) 積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。

(b) 本業務に関する取材費、交通費、食費、通信運搬費、事務経費、その他必要と見込まれる経費はすべて計上すること。

##### f 同種・類似業務の受託実績

(a) 官民間問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。

- (b) 過去2年以内に国や自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。
- ロ 提出期限  
令和3年6月23日(水)午後5時まで(必着)
- ハ 提出方法  
持参又は郵送(簡易書留又は配達証明付き一般書留に限る。)
- ニ 提出先  
〒980-8570  
宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号(宮城県庁行政庁舎6階北側)  
宮城県復興・危機管理部復興支援・伝承課震災伝承班
- (5) 企画提案に際しての留意事項
- イ 提出された書類は、原則として返却しない。
- ロ 提出された書類は、原則として提出後の差替え、変更及び取り消しは認めない。
- ハ 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- ニ 次のいずれかに該当する場合は、応募書を無効とする。
- (イ) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合
- (ロ) 本実施要領に従っていない場合
- (ハ) 下記7に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (ニ) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- (ホ) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- (ヘ) 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案である場合
- (ト) 既発表済の内容と酷似した提案である場合
- (6) その他
- イ 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」(様式第3号)を提出すること。
- ロ 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。
- ハ 企画提案書の再提出は認めない。
- ニ 審査は提出された企画提案書により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

## 7 業務委託候補者の決定

- (1) 業務委託候補者の選定方法  
県が設置する選定委員会において、7(2)の審査項目及び配点に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、最も優れていると判断された提案者を業務委託候補者として選定する。なお、応募者が6者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち7(3)の一次審査(書類審査)を実施し、上位5者を選定する。
- (2) 審査項目及び配点  
次の審査項目及び配点(合計100点)により行うものとする。
- イ 業務の実施体制(配点40点)
- ・業務を遂行するための編集・制作体制は整っているか(10点)
  - ・全体スケジュールを把握した進行管理が行われる体制か(10点)
  - ・業務遂行に問題ないスケジュールが計画されているか(10点)
  - ・過去の業務実績が本業務を遂行する上で十分なものか(5点)
  - ・経済的かつ妥当な事業費となっているか(5点)

- ロ 企画提案（配点60点）
  - ・企画提案内容は本業務を理解した内容になっているか（10点）
  - ・制作する記録誌は県が提示する目的・趣旨に沿ったものか（15点）
  - ・写真や図表等を取り入れた見やすい内容になっているか（10点）
  - ・構成内容のバランスが取れているか（10点）
  - ・読み手の興味を引くような提案がなされているか（5点）
  - ・誰でも見やすい、読みやすい記録誌か（10点）
- (3) 一次審査（書類審査）
  - イ 一次審査の実施日  
令和3年6月29日（火）
  - ロ 審査の実施方法  
応募のあった企画提案書について、7（2）の審査項目及び配点に基づいて審査し、書類審査の結果、提案者の中から上位5者を選定する。
  - ハ 一次審査結果の通知  
審査終了後速やかにすべての提案者に審査結果を通知する。
- (4) プレゼンテーション審査
  - イ 実施日（予定）  
令和3年7月上旬 ※別途通知にて案内する。
  - ロ 実施会場  
宮城県庁内（仙台市青葉区本町三丁目8番1号） ※別途通知にて案内する。
  - ハ 実施方法  
プレゼンテーションへの出席者は1者につき3名以内とする。  
1者あたりの持ち時間は20分以内（説明15分以内、質疑応答5分以内）とし、県から指示した時間から順次、個別に行うものとする。  
事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付やパソコン等の使用は原則として認めない。
  - ニ 審査結果の通知  
審査が終了次第、プレゼンテーション審査に出席した提案者に審査結果を通知する。

## 8 その他必要な事項

- (1) 仕様書  
プレゼンテーションの審査結果通知後、県との業務委託候補者で協議の上、仕様書を作成する。
- (2) 契約に関する条件等
  - イ 成果物の利用  
本業務による成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、県に帰属するものとし、県は本業務の成果物を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、必要において二次的な利用も可能なように対応すること。  
なお、やむを得ず第三者に著作権が帰属する場合は、本業務における利用に関し、県が無償かつ無制限に利用できるよう、当該第三者から利用許諾を得ること。
  - ロ 成果物の権利等
    - (イ) 成果物は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
    - (ロ) 成果物について、県に対し受託者は著作者人格権の行使を行わないものとする。

#### ハ 機密の保持

受託者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

#### ニ 個人情報の保護

受託者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、県個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

#### (3) その他

イ 本業務により得られた成果は、すべて県に帰属するものとする。

ロ 提案者が企画提案を公正に執行することが困難であると認められるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期または取りやめることがある。

ハ 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者で協議の上決定する。また業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次県と協議することとする。

#### ニ 提出書類の情報開示

提出された企画提案書等は行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

ホ この事業に係る訴訟の必要が生じた場合は、発注者の本庁所在地を管轄する仙台地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

## 9 問合せ先

宮城県復興・危機管理部復興支援・伝承課震災伝承班 担当：千葉

住所 〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁行政庁舎6階

TEL 022-211-2443（直通）

FAX 022-263-9636

Eメール [denshod@pref.miyagi.lg.jp](mailto:denshod@pref.miyagi.lg.jp)